

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所大阪市北区中之島 1-3-20
電 話 大 阪 6208-7432
購読料(送料とも)年15,000円

目 次

規 則

○大阪市立修道館運営委員会規則を廃止する規則……………	5
○大阪市立保護施設規則の一部を改正する規則……………	5
○大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則の一部 を改正する規則……………	6
○大阪市立障害者福祉施設規則を廃止する規則……………	9
○大阪市立母子生活支援施設条例施行規則の一部を改 正する規則……………	9
○大阪市立児童養護施設条例施行規則の一部を改正す る規則……………	10
○大阪市立知的障害児施設条例施行規則の一部を改正 する規則……………	10
○大阪市立知的障害児通園施設条例施行規則の一部を 改正する規則……………	11
○大阪市立情緒障害児短期治療施設条例施行規則の一 部を改正する規則……………	11
○大阪市立子育ていろいろ相談センター規則の一部を 改正する規則……………	11
○大阪市立老人福祉施設条例施行規則の一部を改正す る規則……………	12
○大阪市立塩楽荘条例施行規則の一部を改正する規則……………	12
○大阪市立いきいきエイジングセンター規則の一部を 改正する規則……………	13
○大阪市立人権文化センター規則の一部を改正する規 則……………	14
○大阪市立環境改善施設規則の一部を改正する規則……………	14
○大阪市立芸術創造館規則の一部を改正する規則……………	15
○大阪市立男女共同参画センター規則の一部を改正す る規則……………	16
○大阪市立愛光会館条例施行規則の一部を改正する規 則……………	17
○大阪市立労働会館条例施行規則の一部を改正する規 則……………	18
○大阪市社会福祉研修・情報センター規則の一部を改 正する規則……………	18
○大阪市区役所附設会館条例施行規則の一部を改正す る規則……………	19
○大阪産業創造館規則の一部を改正する規則……………	19
○大阪城天守閣規則の一部を改正する規則……………	20
○大阪市設霊園規則の一部を改正する規則……………	21
○大阪市立納骨堂規則の一部を改正する規則……………	22
○大阪市立共同利用施設規則の一部を改正する規則……………	23
○大阪市立環境学習センター規則の一部を改正する規 則……………	23
○大阪市立修道館規則の一部を改正する規則……………	24
○大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則……………	25
○舞洲ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則……………	26
○なにわの海の時空館規則の一部を改正する規則……………	27

○大阪市消防表彰規則の一部を改正する規則……………	28
○大阪市幼児教育センター規則を改正する規則……………	28
○大阪市立東洋陶磁美術館規則を改正する規則……………	29
○大阪歴史博物館規則を改正する規則……………	30
○大阪市立自然史博物館規則を改正する規則……………	32
○大阪市立科学館規則を改正する規則……………	34
○大阪市立青少年野外活動施設規則を改正する規則……………	34
○大阪市立青年センター規則を改正する規則……………	36
○大阪市立ユースホステル規則を改正する規則……………	37
○大阪市立生涯学習センター規則を改正する規則……………	38
○大阪市立クラフトパーク規則を改正する規則……………	41

企業管理規程

○大阪市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規 程……………	42
---------------------------------------	----

告 示

○放置自動車の処理……………	42
○同……………	42
○同……………	43
○大阪市立保護施設条例の一部を改正する条例の一部 の施行期日……………	43
○大阪市立障害者会館条例の一部の施行期日……………	43
○大阪市障害者スポーツセンター条例の一部の施行期 日……………	43
○大阪市立障害者福祉施設条例を廃止する条例の施行 期日……………	43
○大阪市立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する 条例の一部の施行期日……………	43
○大阪市立弘済院条例の一部を改正する条例の一部の 施行期日……………	43
○大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条 例の一部を改正する条例の一部の施行期日……………	43
○大阪市立母子生活支援施設条例の一部の施行期日……………	44
○大阪市立児童養護施設条例の一部の施行期日……………	44
○大阪市立知的障害児施設条例の一部の施行期日……………	44
○大阪市立知的障害児通園施設条例の一部の施行期日……………	44
○大阪市立情緒障害児短期治療施設条例の一部の施行 期日……………	44
○大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例の 一部施行期日……………	44
○大阪市立子育ていろいろ相談センター条例の一部を 改正する条例の一部の施行期日……………	44
○大阪市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例の 一部施行期日……………	44
○大阪市立特別養護老人ホーム条例の一部の施行期日……………	44
○大阪市立軽費老人ホーム条例の一部の施行期日……………	45
○大阪市立塩楽荘条例の一部の施行期日……………	45
○大阪市立いきいきエイジングセンター条例の一部を 改正する条例の一部の施行期日……………	45
○大阪市立人権文化センター条例の一部を改正する条 例の一部の施行期日……………	45

○大阪市立環境改善施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	45
○大阪市立芸術創造館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	45
○大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	45
○大阪市立社会福祉センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	45
○大阪市立愛光会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	45
○大阪市立労働会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	46
○大阪市社会福祉研修・情報センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	46
○大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	46
○大阪産業創造館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	46
○大阪城天守閣条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	46
○大阪市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	46
○大阪市立斎場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	46
○大阪市設霊園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	46
○大阪市立納骨堂条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	46
○大阪市立共同利用施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	46
○大阪市立環境学習センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	47
○大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	47
○大阪市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	47
○大阪市立体育館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	47
○大阪市立修道館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	47
○大阪市立プール条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	47
○大阪市立住まい情報センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	47
○大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	47
○大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	48
○大阪港スポーツアイランド施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	48
○舞洲ヘリポート条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	48
○なにわの海の時空館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	48
○大阪市幼児教育センター条例の一部を改正する条例	

の一部の施行期日	48
○大阪市立東洋陶磁美術館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	48
○大阪歴史博物館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	48
○大阪市立自然史博物館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	48
○大阪市立科学館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	49
○大阪市公会堂条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	49
○大阪市立青少年野外活動施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	49
○大阪市立青年センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	49
○大阪市立ユースホステル条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	49
○大阪市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	49
○大阪市立クラフトパーク条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	49
○落札者等の公示	49
○同	49
○同	50
○同	50
○同	50
○同	50
○区役所の執務時間	50
○大阪市公債の償還番号	51
○大阪市財産規則に基づく分割払い利息利率の決定	51
○政府調達協定の適用を受ける平成18年度における工事請負契約及び物品の買入れ、借入れその他の契約に係る入札参加資格並びに随時申請の時期及び方法	54
○政府調達協定の適用を受ける平成18年度における電力調達契約に係る一般競争入札参加資格並びに資格審査の申請の時期及び方法	54
○政府調達協定の適用を受ける平成18年度におけるガス調達契約に係る一般競争入札参加資格並びに資格審査の申請の時期及び方法	55
○一般競争入札の執行（庁内情報利用パソコン等機器（市民局市民部政課）の借入れ）	55
○同（教室用机ほかの購入）	57
○大阪都市計画高速鉄道事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧	58
○開発行為に関する工事の完了	58
○昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部改正	58
○都市公園法違反物件の除却	60
○同	60
○公園の供用休止（天王寺公園の一部）	60
○大阪市立鶴見緑地プールの供用休止	61
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に関する公告	61
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	61

○大阪市立住まい情報センターの一部（住まいのミュージアム及び企画展示室）の臨時休館	62
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定	62
○道路の位置指定	62
○府道の区域変更	62
○同	63
○府道の供用開始	64
○同	64
○市道の区域変更	64
○市道の供用廃止	64
○放置自動車の処理	70
○木材整理場の一部の供用休止	70
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定	70
○昭和53年大阪市（消）告示第29号（大阪市危険物等規制規則第14条の規定による製造所等の区分に応じた定期点検の点検項目等の例）の一部改正	70
○指定給水装置工事事業者の指定	72
○監査結果報告に基づき講じた措置の通知の公表	72
○包括外部監査結果報告に基づき講じた措置の通知の公表	79
公 告	
○第50回職員提案の表彰	80
○一般競争入札の執行（中古自家用小型乗用車の売払い）	81
○同（中古乗用自動車の売払い）	81
○同（中古自家用小型乗用車の売払い）	82
○職員団体の登録事項の変更（大阪市教職員組合）	82
○同（大阪市学校園教職員組合）	84
近畿宝くじ事務協議会告示	
○近畿宝くじの発売	85
近畿宝くじ事務協議会公告	
○近畿宝くじの発売	88

公布された規則のあらまし

◇大阪市立修道館運営委員会規則を廃止する規則

- 1 修道館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、修道館運営委員会を廃止することにしました。
- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにしました。（平成18年大阪市規則第20号 ゆとりとみどり振興局 修道館）

◇大阪市立保護施設規則の一部を改正する規則

- 1 保護施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにしました。（平成18年大阪市規則第21号 健康福祉局生活福祉部保護課）

◇大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 障害者スポーツセンターの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにしました。

た。

- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにしました。（平成18年大阪市規則第22号 健康福祉局障害者施策部障害施設課）

◇大阪市立障害者福祉施設規則を廃止する規則

- 1 障害者会館及び障害者スポーツセンターの管理を指定管理者に行わせることにともない、障害者福祉施設規則を廃止することにしました。

- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにしました。（平成18年大阪市規則第23号 健康福祉局障害者施策部障害施設課）

◇大阪市立母子生活支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 母子生活支援施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにしました。

- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにしました。（平成18年大阪市規則第24号 健康福祉局児童施策部児童指導課）

◇大阪市立児童養護施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 弘済みらい園及び入舟寮の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにしました。

- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにしました。（平成18年大阪市規則第25号 健康福祉局児童施策部児童指導課）

◇大阪市立知的障害児施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 知的障害児施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにしました。

- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにしました。（平成18年大阪市規則第26号 健康福祉局障害者施策部障害施設課）

◇大阪市立知的障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 知的障害児通園施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにしました。

- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにしました。（平成18年大阪市規則第27号 健康福祉局障害者施策部障害施設課）

◇大阪市立情緒障害児短期治療施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 弘済のぞみ園の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにしました。

- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにしました。（平成18年大阪市規則第28号 健康福祉局児童施策部児童指導課）

◇大阪市立子育ていろいろ相談センター規則の一部を改正する規則

- 1 子育ていろいろ相談センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにしました。

- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにしました。（平成18年大阪市規則第29号 健康福祉局児童施策部児童福祉課）

◇大阪市立老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（天野苑）及び老人休養ホームの管理を指定管理者に行わせることにともない、規定を整備することにしました。

- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにしました。（平成18年大阪市規則第30号 健康福祉局高齢者施策部高齢施設課）

◇大阪市立塩楽荘条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 塩楽荘の管理を指定管理者に行わせることにともない、規定を整備することにしました。

- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにしました。（平成18年大阪市規則第31号 健康福祉局高齢者施策部いきがい課）

◇大阪市立いきいきエイジングセンター規則の一部を改正する規則

- 1 いきいきエイジングセンターの管理を指定管理者に行わせる

ことにともない、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第32号 健康福祉局高齢者施策部いきがい課) ◇大阪市立人権文化センター規則の一部を改正する規則 1 人権文化センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第33号 市民局人権室) ◇大阪市立環境改善施設規則の一部を改正する規則 1 環境改善施設の管理を指定管理者に行わせることにともない、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第34号 健康福祉局生活福祉部保護課) ◇大阪市立芸術創造館規則の一部を改正する規則 1 芸術創造館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第35号 ゆとりとみどり振興局文化集客部文化振興課) ◇大阪市立男女共同参画センター規則の一部を改正する規則 1 男女共同参画センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第36号 市民局市民生活振興部男女共同参画課) ◇大阪市立愛光会館条例施行規則の一部を改正する規則 1 愛光会館の管理を指定管理者に行わせることにともない、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第37号 健康福祉局児童施策部児童福祉課) ◇大阪市立労働会館条例施行規則の一部を改正する規則 1 労働会館の管理を指定管理者に行わせることにともない、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第38号 健康福祉局総務部運営企画課) ◇大阪市社会福祉研修・情報センター規則の一部を改正する規則 1 社会福祉研修・情報センターの管理を指定管理者に行わせることにともない、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第39号 健康福祉局生活福祉部地域福祉課) ◇大阪市区役所附設会館条例施行規則の一部を改正する規則 1 北区民センターほか31施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第40号 市民局市民部政課) ◇大阪産業創造館規則の一部を改正する規則 1 大阪産業創造館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第41号 経済局産業振興部企業支援課) ◇大阪城天守閣規則の一部を改正する規則 1 大阪城天守閣の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。	(平成18年大阪市規則第42号 ゆとりとみどり振興局文化集客部集客観光課) ◇大阪市設置霊園規則の一部を改正する規則 1 泉南メモリアルパークほか9霊園の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 泉南メモリアルパークの霊地使用料を改定することにした。 3 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第43号 環境事業局総務部庶務課) ◇大阪市立納骨堂規則の一部を改正する規則 1 納骨堂の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第44号 環境事業局総務部庶務課) ◇大阪市立共同利用施設規則の一部を改正する規則 1 共同利用施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第45号 都市環境局環境部交通環境課) ◇大阪市立環境学習センター規則の一部を改正する規則 1 環境学習センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第46号 都市環境局環境部環境情報課) ◇大阪市立修道館規則の一部を改正する規則 1 修道館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第47号 ゆとりとみどり振興局 修道館) ◇大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 1 有料臨港道路の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第48号 港湾局経営管理部経営企画課) ◇舞洲ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則 1 舞洲ヘリポートの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第49号 港湾局経営管理部経営企画課) ◇なにわの海の時空館規則の一部を改正する規則 1 なにわの海の時空館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第50号 港湾局経営管理部経営企画課) ◇大阪市消防表彰規則の一部を改正する規則 1 消防功労章の付与の際、授与される賞金を廃止するとともに、賞品を授与することができるようにしました。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市規則第51号 消防局総務部人事厚生課) ◇大阪市幼児教育センター規則を改正する規則 1 幼児教育センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することにした。 (平成18年大阪市教育委員会規則第3号 教育委員会事務局指導部)
---	---

管理課)

◇大阪市立東洋陶磁美術館規則を改正する規則

- 1 東洋陶磁美術館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。
 - 2 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行することにした。
- (平成18年大阪市教育委員会規則第 4 号 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課)

◇大阪歴史博物館規則を改正する規則

- 1 大阪歴史博物館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。
 - 2 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行することにした。
- (平成18年大阪市教育委員会規則第 5 号 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課)

◇大阪市立自然史博物館規則を改正する規則

- 1 自然史博物館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。
 - 2 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行することにした。
- (平成18年大阪市教育委員会規則第 6 号 教育委員会事務局 自然史博物館)

◇大阪市立科学館規則を改正する規則

- 1 科学館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。
 - 2 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行することにした。
- (平成18年大阪市教育委員会規則第 7 号 教育委員会事務局生涯学習部社会教育課)

◇大阪市立青少年野外活動施設規則を改正する規則

- 1 青少年野外活動施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。
 - 2 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行することにした。
- (平成18年大阪市教育委員会規則第 8 号 教育委員会事務局 中央青年センター)

◇大阪市立青年センター規則を改正する規則

- 1 青年センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。
 - 2 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行することにした。
- (平成18年大阪市教育委員会規則第 9 号 教育委員会事務局 中央青年センター)

◇大阪市立ユースホステル規則を改正する規則

- 1 ユースホステルの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。
 - 2 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行することにした。
- (平成18年大阪市教育委員会規則第10号 教育委員会事務局 中央青年センター)

◇大阪市立生涯学習センター規則を改正する規則

- 1 生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。
 - 2 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行することにした。
- (平成18年大阪市教育委員会規則第11号 教育委員会事務局生涯学習部市民学習振興課)

◇大阪市立クラフトパーク規則を改正する規則

- 1 クラフトパークの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することにした。
 - 2 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行することにした。
- (平成18年大阪市教育委員会規則第12号 教育委員会事務局生涯学習部市民学習振興課)

公布された企業管理規程のあらまし

◇ 大阪市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程

- 1 I C カードにおける利用額割引(学生)の適用開始にあたり、登録受付時期を早めることにしました。
 - 2 この規程は、公布の日から施行することにした。
- (平成18年大阪市交通事業管理規程第 7 号 交通局総務部総務課)

規 則

大阪市立修道館運営委員会規則を廃止する規則を公布する。

平成18年 3 月31日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第20号

大阪市立修道館運営委員会規則を廃止する規則

大阪市立修道館運営委員会規則(平成14年大阪市規則第 6 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

大阪市立保護施設規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 3 月31日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第21号

大阪市立保護施設規則の一部を改正する規則

大阪市立保護施設規則(昭和39年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市立保護施設条例施行規則

「第 1 章 救護施設」を削る。

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市立保護施設条例(昭和39年大阪市条例第33号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条を削る。

第 3 条の見出しを「（入所の延長に要する費用）」に改め、同条中「大阪市立保護施設条例（昭和39年大阪市条例第33号）第 2 条第 2 項の在所費用」を「条例第 6 条の入所の延長に要する費用」に改め、同条を第 2 条とし、第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項中「第77条の保護費の納期」を「第77条第 1 項の規定により徴収する費用の各月分の納期限」に、「5 日まで」を「5 日」に改め、同条第 2 項中「第 3 条」を「第 2 条」に改め、同条第 3 項中「納期」を「納期限」に改め、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（指定申請の方法）

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定による通知を受けた法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、市長が指定する期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 条例第 9 条第 2 項の規定による申請（以下「指定申請」という。）の日の属する事業年度の前 3 事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）とする。
- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第10条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 条例第 2 条第 2 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの条例別表に掲げる施設（以下「施設」という。）の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) 施設の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

（資料の提出の要求等）

第 5 条 市長は、条例第11条に規定する指定管理予定者を選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第 6 条を次のように改める。

（事業報告書の記載事項等）

第 6 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 7 項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) 施設の管理の業務の実施状況

(4) 施設の入所者数、退所者数その他の運営状況

(5) 施設の管理に要した経費等の収支の状況

(6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の 2 第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）2 月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該 2 月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

第 2 章を削る。

「第 3 章 雑則」を削り、第11条を第 8 条とする。

附 則

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

2 大阪市立保護施設の指定管理者の指定手続に関する規則（平成17年大阪市規則第143号）は、廃止する。

大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 3 月31日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第22号

大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則（平成17年大阪市規則第145号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 6 条とし、第 3 条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（事業報告書の記載事項等）

第 5 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 7 項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) センターの管理の業務の実施状況
- (4) センターの利用者数、センターの稼働状況その他の利用状況
- (5) センターの管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の 2 第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）2 月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該 2 月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料）

第 2 条 条例第10条及び第11条の規定による使用料の額は、次のと

おりとする。

- (1) 大阪市舞洲障害者スポーツセンターの使用料 別表第 1 に定める金額
- (2) 大阪市長居障害者スポーツセンターの使用料 別表第 2 に定める金額

2 前項の規定にかかわらず、本市の区域内に住所を有する障害者の個人使用に係る別表第 1 アに掲げる施設又は別表第 2 に掲げる施設の使用料は、無料とする。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 (第 2 条関係)

ア 体育室等の使用料

区 分				使 用 料							
				専 用 使 用							個人使用
				午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	終日	超過時間 1 時間までごとに	
体育室	A	全面を使用する場合	児童等	1,800円	2,700円	4,500円	3,800円	6,500円	8,300円	600円	1 回につき 100円
			児童等以外の者	2,300円	3,400円	5,700円	4,800円	8,200円	10,500円	800円	1 回につき 200円
		所定の方式により仕切って使用する場合	児童等	960円	1,400円	2,400円	2,000円	3,440円	4,440円	300円	1 回につき 50円
			児童等以外の者	1,200円	1,800円	3,000円	2,500円	4,300円	5,500円	400円	1 回につき 100円
	B	児童等		480円	700円	1,200円	1,000円	1,720円	2,220円	150円	1 回につき 50円
		児童等以外の者		600円	900円	1,500円	1,250円	2,150円	2,750円	200円	1 回につき 100円
プール		児童等		16,000円	22,400円	38,400円	32,000円	54,400円	70,400円	6,400円	1 回につき 100円
		児童等以外の者		20,000円	28,000円	48,000円	40,000円	68,000円	88,000円	8,000円	1 回につき 200円
卓球室		児童等		1 台 1 時間につき 150円							1 時間につき 30円
		児童等以外の者		1 台 1 時間につき 200円							1 時間につき 50円
ボーリング室		児童等		1 レーン 2 時間につき 2,000円							1 ゲームにつき 100円
		児童等以外の者		1 レーン 2 時間につき 2,500円							1 ゲームにつき 150円
トレーニング室		児童等		400円	600円	1,000円	800円	1,400円	1,800円	150円	1 時間につき 50円
		児童等以外の者		500円	750円	1,250円	1,000円	1,750円	2,250円	200円	1 時間につき 100円
会議室				1,800円	2,800円	4,600円	4,200円	7,000円	8,800円	700円	
				所定の中仕切りを用いて会議室の面積の 2 分の 1 を使用する場合の使用料は、上記による金額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。							